

認定研究会運営補助金、設立補助金支払基準

1. 運営補助金

(1) 認定研究会支援として運営補助金を 年額3万円を上限 として支給する。

(2) 支給基準

- ①当該年度の研究会活動テーマ報告書を毎年度初めの研究会部長が連絡する時期までに提出している。
- ②当該年度の研究会活動報告書を期限の2月末までに提出している。
- ③支出費用の領収書の写しを提出している。
- ④TOKYO SMECA ニュース「中央支部だより」に開催案内を出稿している。ただし掲載できない号が年度内に3回以上ある場合は、補助金支援の対象から外す。

(3) 活動費の範囲

- ①研究会開催に関し支払った会場費、機材借用費、講師謝金
- ②研究のために要した調査費、印刷費、事務用品費

(4) 支払方法

- ①認定研究会は活動費の明細表（様式は別に定める）に領収書（A4用紙に貼り付けたもののコピー、PDFなど）を添えて研究会部に請求する。
- ②運営補助金は明細表に記載された銀行口座に振込む。

2. 設立補助金

(1) 設立支援として、当該年度に認定した研究会に設立補助金を 2万円 支給する。

(2) 支払方法

- ①認定研究会は活動費の明細表（様式は別に定める）で研究会部に請求する。
- ②設立補助金は明細表に記載された銀行口座に振込む。

3. 基準の改廃

この基準の改廃は、執行委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成24年4月2日から施行する。

認定研究会管理規則の別表1、別表2に該当する資料（新） 2026年度よりこちらを適用

一般社団法人東京都中小企業診断士協会
中央支部 研究会部

認定研究会運営補助金、設立補助金支払基準

1. 運営補助金

- (1) 認定研究会支援として運営補助金を 年額3万円を上限 として支給する。
- (2) 支給基準
 - ①当該年度の研究会活動テーマ報告書を毎年度初めの研究会部長が連絡する時期までに提出している。
 - ②当該年度の研究会活動報告書を期限の2月末までに提出している。
 - ③支出費用の領収書の写しを提出している。
 - ④TOKYO SMECA ニュース「中央支部だより」に開催案内を出稿している。ただし掲載できない号が年度内に3回以上ある場合は、補助金支援の対象から外す。
 - ⑤会計報告書
直近の会計報告書を、毎年度2月末日までに報告している。
- (3) 活動費の範囲
 - ①研究会開催に関し支払った会場費、機材借用費、講師謝金
 - ②研究のために要した調査費、印刷費、事務用品費
- (4) 支払方法
 - ①認定研究会は活動費の明細表（様式は別に定める）に領収書（A4用紙に貼り付けたもののコピー、PDFなど）を添えて研究会部に請求する。
 - ②運営補助金は明細表に記載された銀行口座に振込む。

2. 設立補助金

- (1) 設立支援として、当該年度に認定した研究会に設立補助金を 2万円 支給する。
- (2) 支払方法
 - ①認定研究会は活動費の明細表（様式は別に定める）で研究会部に請求する。
 - ②設立補助金は明細表に記載された銀行口座に振込む。

3. 基準の改廃

この基準の改廃は、執行委員会の承認を得なければならない。

附 則

施行:平成24年4月2日

改訂:令和8年4月1日